

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所 インテンシブ・プログラム規程

改正 令和 3. 3. 29 2 規則56 平成29年3月6日
規則第39号 令和 3. 4. 23 3 規則2

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所規程（以下「研究所規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、博士前期課程経済経営専攻に置くインテンシブ・プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プログラムは、特に優れた知見と研究能力を有する社会人学生に対し、博士後期課程での研究指導に直結する教育・研究指導を行い、より高度な専門職業人の育成を目的とする。

(資格)

第3条 プログラムに参加できる学生（以下「プログラム学生」という。）は、入学試験の成績が優秀であり、かつ、プログラムへの参加を希望し許可された者とする。

(研究指導体制)

第4条 プログラム学生は、主指導教員1名及び副指導教員2名から研究指導を受けなければならない。

(プログラム要件)

第5条 プログラム学生は、必修科目4単位及び自専攻の講義科目8単位以上を含め、30単位以上を修得しなければならない。なお、講義科目には博士後期課程経済経営専攻の科目を8単位まで含めることができる。ただし、プログラム学生の博士後期課程への進学後において、当該科目は、研究所規程第12条の適用はせず、入学前の既修得単位としては認定しないものとする。

2 前項なお書に規定する博士後期課程経済経営専攻の科目について、博士前期課程の修了に必要な単位として含めない場合には、プログラム学生の博士後期課程へ進学後において、6単位を限度に入学前の既修得単位として認定することができる。

3 プログラム学生は、副指導教員の演習を履修することができる。

4 第1項なお書に規定する博士後期課程経済経営専攻の科目については、研究所規程第11条ただし書の規定にかかわらず、指導教員が教育研究上必要と認められた場合は、単位の認定を受けた場合であっても博士後期課程在学時にも履修する

ことができる。

(研究科規程の準用)

第6条 前各条に定めるもののほか、プログラムの実施に関しては、研究科規程第8条から第10条まで、第12条から第17条まで、及び第19条から第27条までの規定を準用する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3. 3.29 2規則56)

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年度の規程による。

附 則 (令和3. 4.23 3規則2)

この規程は、令和3年4月23日から施行し、令和3年度入学者から適用する。